

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 坂本内科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄
の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市ダイヤランド二丁目 21 番 2 号

(3) 設立認可年月日 平成 8 年 9 月 19 日

(4) 設立登記年月日 平成 8 年 9 月 27 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	坂本 裕二	
理 事	坂本 眞知子	
同	坂本 亮介	
監 事	源田 絵理子	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として
管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所 医療機関 施設	坂本内科 4210163822	長崎県長崎市ダイヤランド二丁 目 21 番 2 号	0

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 10 月 29 日

令和 6 年 8 月期決算の決定

法人名 医療法人 坂本内科
所在地 長崎県長崎市ダイヤランド2丁目21-2

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 7年 8月 31日現在)

(単位 : 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	28,354	I 流 動 負 債	2,373
II 固 定 資 産	8,419	II 固 定 負 債	312
1 有 形 固 定 資 産	8,088	負 債 合 計	2,685
2 無 形 固 定 資 産	149	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	181	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 余 剰 金	0
		III 利 益 余 剰 金	24,088
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	34,088
資 産 合 計	36,774	負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,774

様式 4 - 2

法人名 医療法人 坂本内科
所在地 長崎県長崎市ダイヤランド2丁目21-2

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 09月 01日 至 令和 7年 08月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	71,975
2 事業費用	74,833
本来業務事業損失	2,858
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	2,858
II 事業外収益	225
III 事業外費用	0
経常損失	2,632
IV 特別利益	55
V 特別損失	47
税引前当期純損失	2,625
法人税等	71
当期純損失	2,696

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 坂本内科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市ダイヤランド2丁目21-2

財 産 目 録

(令和 7年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	36,774 千円
2. 負 債 額	2,685 千円
3. 純 資 産 額	34,088 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	28,354
B 固 定 資 産	8,419
C 資 産 合 計 (A + B)	36,774
D 負 債 合 計	2,685
E 純 資 産 (C - D)	34,088

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 坂本内科

理事長 坂本 裕二 殿

私は、医療法人 坂本内科の令和 6 年会計年度（令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 10 月 30 日
医療法人 坂本内科
監事 源田 絵理子

